

令和4年門審第32号

裁 決

遊漁船A導流堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和3年7月17日04時14分

鹿児島県上甕島浦内湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.7トン

登 録 長 10.80メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 356キロワット

3 事実の経過

(1) 中甌導流堤及びその付近

串瀬戸は、上甌島と鹿児島県中島に挟まれた水路で、西側の浦内湾と東側の中甌浦とを結ぶ同瀬戸の両岸には導流堤が敷設されており、同導流堤間の可航幅は約30メートルで、長さ約150メートルの中島側の導流堤（以下「中甌導流堤」という。）の西端には、赤色灯光の中甌導流堤西灯台（以下「導流堤西灯台」という。）が設置され、同瀬戸に架けられた甌大明神橋の橋梁には13基のLED照明灯が取り付けられていた。

(2) Aの構造及び設備

Aは、平成7年3月に進水したFRP製遊漁船で、船体中央部やや後方の操舵室内にレーダー及びGPSプロッターを装備し、同室操縦席の座面に乗って立ち上がり同室天井の開口部から上半身を出せば、遠隔操縦が可能となる2段ブリッジ構造になっていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年7月16日17時00分鹿児島県川内港を発し、同県中甌島西方沖合の釣り場に向かい、19時00分釣り場に到着して釣り客に遊漁を行わせた後、翌17日04時00分同釣り場を発進して帰途に就き、串瀬戸を通航することとした。

ところで、a受審人は、昼間に串瀬戸を通航した経験が20回程度あったものの、夜間の経験が2回だけで、夜間での僅かな経験では、レーダーやGPSプロッターを頼ると、中甌導流堤への接近状況を把握することが難しかったことから、目視で導流堤西灯台の赤色灯光（以下「船首目標の灯光」という。）を頼りに東行し、中甌

導流堤に接近すれば甕大明神橋の橋梁の照明等の周囲の明かりで同導流堤が視認できるようになったので、その後は同橋梁の中央部に設置されている照明灯を新たな船首目標とし、串瀬戸の中央部付近を通航していた。

a 受審人は、04時09分半僅か前中島の島頂（113メートル）に所在する中島四等三角点（以下「中島三角点」という。）から353度（真方位、以下同じ。）730メートルの地点で、船首目標の灯光に向けて針路を114度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて、遠隔操縦のコントローラーで手動操舵により進行した。

a 受審人は、船首目標の灯光に接近することで操舵室の操縦席から見る同灯光の仰角が次第に大きくなる状況下、前路にある中甕導流堤が未だ視認できないでいたところ、04時13分半少し過ぎ中島三角点から039度650メートルの地点に達したとき、同室天井に遮られて同灯光が見えなくなり、同導流堤突端が正船首方40メートルと間近に迫る状態となったが、もう少し接近すれば橋梁の照明等により同導流堤が視認可能になるものと思い、同操縦席の座面に乗って立ち上がり同室天井の開口部から上半身を出し、2段ブリッジ上段で操船しながら同灯光や周囲を確認して位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうしてa 受審人は、中甕導流堤突端に向首続航し、04時14分中島三角点から042度660メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同突端に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部歩み板に亀裂を伴う擦過傷を生じ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件導流堤衝突は、夜間、上甕島浦内湾南部において、帰航中、串瀬戸を通航する際、船位の確認が不十分で、中甕導流堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、上甕島浦内湾南部において、帰航中、船首目標の灯光を頼りに串瀬戸を通航する場合、船首目標の灯光に接近することで操舵室の操縦席から見る同灯光の仰角が次第に大きくなり、更に接近すれば同室天井に遮られて同灯光が見えなくなるから、同操縦席の座面に乗って立ち上がり同室天井の開口部から上半身を出し、2段ブリッジ上段で操船しながら同灯光や周囲を確認して位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、もう少し接近すれば橋梁の照明等により中甕導流堤が視認可能になるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同導流堤に向首進行して同導流堤突端に衝突する事態を招き、船首部に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 7 日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄

